

## 中国における市場経済化と国有企業改革<sup>1)</sup>

座 間 紘 一

### 1 はじめに

わたしはこの報告で、中国の市場経済化と国有企業改革が計画経済から市場経済への単なる経済制度上の転換であると考えてるのではなく、それと同時に、そしてより根本的には伝統的社会から近代市民社会への社会構造転換の内容を持ち、市場経済化や国有企業の改革は、「資本主義でない市民社会」<sup>2)</sup>形成の問題であると考えます。そうした視角から、改革開放期以前の国有企業の概況を整理し、ついで、改革開放期の国有企業改革の過程と解決すべき問題点を考察したいと思います。

### 2 改革・開放期以前の国有企業の概況

改革開放期までの国有企業に言及する前に、中国の社会主義経済全体の特徴を大雑把に押さえておきます。

わたしは中国の従来社会主義は、基本的にはソ連型社会主義であった

---

1) 本稿は1996年11月2日に中国山東大学で開催された「中国企業改革学術研究会」での私の報告「中国的市場経済化与国有企業改革」の日本語原稿である。なお中国語の報告は『威海社会科学』1996年第6期(総第12期)1996.12.18に掲載されている。又この討論会の全報告は山東大学『文史哲』の1997年増刊号に掲載された。

2) この言い方は「第一屆社会経済国際專題討論会」(1996.8.25, 北京)での報告、木下悦二「『東アジアの奇跡』と社会主義市場経済」に拠った。

と考えます。ソ連型社会主義とは、一国の封鎖経済の中で、急速な重工業優先の工業化、そのための強蓄積を支える体制として工業の国有化と農業の集団化、中央集権的な行政指令型計画システムを形成し、工業化、国有化・集団化、行政指令型計画経済運営をワンセットにした体制です。それは人的・物的資源の工業化に向けての管理と動員の体制であるともいえます。行政指令型計画経済は中央政府—地方政府—企業というピラミッド型の階層構造および政治と経済の一体化を必然化させます。

国有企業は行政指令型計画経済の執行単位として「政企合一」の性格を持ちました。国有企業のもう一つの特徴は、各企業が「職住一体型小社会」として都市住民に就業と生活を保障する単位でもあり、従って社会単位および行政単位でもあるということです。

わたしはこうした型の社会主義を形成した思想的・歴史的要因として、①ソ連型社会主義の導入、②就業や生活保障を第一義的に考える社会主義の原理的要請、③中国の伝統的農村社会の編制原理、④これまた中国の封建社会の伝統である中央集権的ピラミッド型国家編制と官僚支配体制、⑤解放までの中国経済の自給的、地域分断的性格、⑥解放区での軍事共産主義的経験を挙げたいと思います。

ここで述べたかったことは従来の国有企業の編制や性格が単に行政指令型計画体制によって規定されてるだけでなく、より根本的にはこれまでの中国社会の歴史的伝統と経済社会の発展段階によって規定されているということ<sup>3)</sup>。

### 3 市場経済化と国有企業改革を考察する視角

最初に述べたように、わたしは中国の市場化およびその中の国有企業

3) 毛沢東統治期の中国の社会主義の特質については拙稿『中国型社会主義』と近代化』池田誠・安井三吉・上原一慶編『中国近代化の歴史の展望』法律文化社 1996.4.を参照されたい。

改革を行政指令型計画体制から市場経済体制への移行とそこでの企業改革という単なる経済制度の転換と考えるのではなく、全社会構造の変革という視角から考えます。

中国は半封建半植民地社会から資本主義の発達した段階を経ずに、直接社会主義に移行しました。社会主義計画経済体制のもとでは、市場や商業による生産と消費の媒介を最小限に抑えた、いわば市場経済を伴わない工業化を図ってきました。

市民社会は私有財産制と営業の自由を基礎にした自立的個人によって構成された社会であり、商業によって媒介され、商業的ルールに基づいた個人間の契約社会であるとするならば、「社会主義市場経済」ではまさに市民社会を土台とした社会主義をめざすこととなります。したがって、「社会主義市場経済」への転換は政治、経済ばかりではなく、文化、教育などのあらゆる分野にもおよぶ、より根本的な社会構造の変革ということになります。

個人の利己的欲望を追求する市民社会では個別的利害と共同利害が矛盾することによって、共同利害が自立して、市民社会の外部に国家という形態をとります。

国家は市民社会の制度的枠組みを形成します。従って国家権力が大きな役割を果たします。

資本主義の場合、市民社会が階級社会であることによって、国家は基本的性格は総資本の利益を体現しますが、「建て前」には民主主義や基本的人権を掲げます。その行動は総資本の利益を第一とし、その剰余の分け前を国民に還元し、従って利潤増大が国民の所得生活向上の前提となります。しかし、資本の行動は様々の形で国民の利益と相反しますので、資本の行動を制約することが必要となり、国家の経済過程への介入が必要となります。これがいわゆる「市場の失敗」と「国家の介入」という問題です。そのひとつの形態が「福祉国家」です。しかし、現代資本主義における国家の位置は逆の問題が出ています。いわゆる「国家の失敗」と規制緩和の間

題点です。国家の介入は大きな政府をもたらし、財政負担の増大から財政破綻を引き起こし、今日では規制緩和と民営化がはやりとなっています。しかしこれは基本的には科学技術の高度な発展による生産力の巨大化と資本の大規模化・多国籍化によって生じた資本の新たな市場創出、蓄積源の拡大のための活動がもたらしたもので、これは、資本には行動のよりいっそうの自由、勤労者には生活や福利の引き下げ、生活環境の悪化をもたらすものであると考えます。従って、多国籍企業や大企業の行動の民主的規制は国際的にも国内的にもより重要になっています。いずれにしても、資本主義国家にあっては国家に「建て前」を実行させることは国民の民主主義的変革の力量に規定されます。国民の福祉や社会保障、生活・自然環境の保全整備は国家の重要な職務分野の一つであると考えます<sup>4)</sup>。

中国の場合、「資本主義でない市民社会」をめざすことになります。ここで「資本主義でない」とは階級や搾取をなくすという意味です。国有企業の改革を見るとき、「政企分離」の側面からのみ問題を考えるのではなく、国家の性格と関与のあり方をも注視する必要があります。

#### 4 国有企業改革の経過

国有企業改革は現在まで大体次ぎのような段階を経ていきます<sup>5)</sup>。

第一段階は企業の自主権拡大です。ここでは企業に自主権を付与し、企業の実績（「経済効益」）と賃金・ボーナスをリンクする事によって、経営効率を引き上げようとしてきました。効率指標は主管部門と企業との間での協議によって決められました。この効率指標はかけひき（「討価還価」）で次第に水準低下し、ボーナス・種々の補填（「津貼」）は奨励的な性格から生

4) 資本主義社会における経済過程への国家の介入の必然性およびそのあり方については、宮本憲一『現代資本主義と国家』岩波書店 1981.6を参考にした。

5) 時期区分については石川滋「経済改革と市場経済の育成」総合研究開発機構編『中国経済改革の新展開』NTT出版 1996.1に拠った。

活給の補填に変化し、優良企業からすべての国有企業へと広がりました（「攀比」）。その結果労働生産性を上回る賃金上昇をもたらし、インフレ要因を形成しました。労働市場が未形成で、企業が過剰労働力を抱えている条件の下では、労働力は流動化せず、各企業単位は経営実績に関係なく生活向上を競うこととなります。

第二段階は経営請負責任制です。この制度は企業の経営者（工場長、経理）が、企業資産所有者である国家を代表する各級政府の国有企業主管部門（工業部・庁・局）に対し、一定の利潤・所得税、技術改造任務などを請け負います。企業は残りの利潤を留保し、それを生産発展基金（技術革新、設備改造基金）、福利基金（宿舍建設）、報奨基金（ボーナス）に使用できます。請負基数は国家と企業との一対一の交渉で決められ（「討価還価」）、規範化されません。達成状況の査定や考課でも、行政の関与・操縦が見られ、工場長や経理の選任は行政主管部門によって行われます。

この段階の特徴は既に資源配分の主役が政府の行政指令計画ではなく、商品貨幣関係に変わっていることです。「撥改貸」（国有企業への投資支出の銀行融資への切り替え）は転換のメルクマールです。資金調達では国家の財政部門を経由する計画配分の割合が減少し、予算外資金や金融機関を通ずる割合が増加しました。また賃金増大、家計消費と貯蓄の増加、企業や金融機関を通ずる資金の流れが増加しました。ここで出現したのは国有企業の累積債務、金融機関のオーバーローン、焦げ付き債務の連鎖（「三角債」）です。

この過程で、社会保障部門の企業からの切り放し、国家・企業・従業員の三者負担の社会化、住宅の商品化、固定工制度から契約工制度へ切り替えなど企業を経営体として純化するための措置が執られていますが、緒に着いたばかりです。

経営請負責任制では地方政府や主管部門と企業・銀行との関係は従属・依存関係が断ち切れません。地方政府や主管部門は当該地域の生産、所得、雇用への配慮が優先します。企業は自己責任の経営体としては純化されて

おらず、債務責任の所在は不明確で、企業の返済義務感が非常に弱い。銀行は商業貸付でなく、政策貸付です。銀行もまた政府に従属しています。従って、経済過熱、インフレ、債務危機は、政企不分、企業の赤字体質（「投資飢餓症」）とそれを助長する国家銀行・中央銀行のソフトな予算（「軟予算」）体質によって引き起こされたといえます。破産法は制定されたが、適用実施のための条件はまだ未整備といえます。

第三段階は法人財産権の確定と現代企業制度の確立です。商業的關係を通じて企業の再生産を規制するには国家の所有権と経営権を分離し、契約の主体たる企業の財産権を確定する事が前提条件であるということになりました。そしてその前提の上で、現代企業制度＝会社制を大中型企業の経営メカニズムの主要形態とする事になりました。ここでは商品、労働力、資金、資本が商業的原則に従って自由に移動することが前提となり、そのための条件整備がされつつあります。

以上の経過から転換期の国有企業の性格をまとめると次のようになります。

①外的条件ですが、既に物動的計画経済の枠組みは突破され、企業は基本的には市場経済的条件で投資と経常的運営を行うようになっている。②国家の関与は依然として大きい、その方法は直接行政的なものから間接経済的なものへ変わりつつある。③社会保障や就業の場の保障は不十分で、企業は依然として「社会を経営する」性格を持たざるを得ない。④党・行政・企業の機構的人的一体性は崩れておらず、党や国家から自立した企業家・経営者の形成は不十分である。⑤市場経済化と現代企業制度形成の制度的政策的措置は着手されたがそれを規範化する現実的条件は未成熟です。

## 5 解決されるべき問題点

以上の経過を踏まえて、次ぎに国有企業改革の抱える問題点を挙げます。第一に、国有化水準は社会的分業のあり方、生産力と生産の社会化水準

によって規定されるということです。中国の場合、社会主義の出発点において、生産の社会化水準が低く、企業間・部門間の相互依存関係が小さいにも拘わらず、生産手段の全面的国有化・集団化がなされ、所有制度の形式的な社会化がなされました。しかし、一般的に言えば、現代の生産の社会化水準の高い段階でも、全面的国有化という形態で生産の社会化をする必然性はなく、むしろ所有と経営の多様な形態が必要です。国家的所有は個別資本の手に委ねておくとは絶対的に非効率な部門、一般的には社会的・生産的インフラストラクチュア、宇宙・海洋開発、エネルギー産業、軍需産業その他の基幹産業に限られます<sup>6)</sup>。多種経済による混合経済化と国有部門の縮小は適切な選択であります。また、多様な所有形態に属する企業間の結合は商品形態です。国民経済計画は直接指令的なものではなく、市場経済を前提とした予測的、指示的なものになり、通常の意味での市場経済は不可欠です。

第二は、国有企業における所有と経営の分離です。現代企業制度では所有と経営の分離によって国家の所有権が国有財産の価値保全と価値増殖に限定され、直接的な経営権への関与がなくなるという主張もありますが、それには同意しません。国家の所有する株が相対的に多数であれば、国家はその企業に関する基本的決定権は持っているとするべきです。関与が間接化し、経営権が強まることは事実ですが、究極的には国家のあり方こそが問われなければなりません。従って、国家の干渉を法人財産権、経営権の確立によって排除することができ、そのことによって現代企業制度が確立するというのは楽観的すぎます。株式化も経営権の確立の一つの選択ではありますが、究極的には所有の経営に対する支配は貫かれます。

第三は、国家の関与の仕方の問題です。自主権の拡大から、請負制へ、更に所有権と経営権の分離、法人財産権の確立への国有企業改革の過程は、共同体の紐帯に縛られていた個人の自立過程および市民的結合関係の形成

6) たとえば岡田進「社会主義再考—社会化と自主管理をめぐって—」『日ソ経済調査資料』(ソヴェト研究所) 1993.11 (No.738)

過程とに重ね合わせることができます。封建国家の共同体規制と身分規制による統治から、基本的人権と民主主義を建て前とした法治国家への移行過程がそれに対応します。中国の場合、人権の尊重と個人・法人の対等な関係を前提とした契約関係遵守を社会規範化し、そのための法治国家の法制的整備が並行して行われる必要があります。経済社会的実体が未成熟である以上、こうした関係に個人と企業をはめ込み、規制するのは国家の役割です。そして中国が社会主義を掲げる以上は、階級対立と搾取関係の形成と発展をできる限り抑えながら、市場関係を発展させることが必要になると考えます。

第四は、国家の性格の問題です。国有企業の沈滞の主な原因は国家の不当な干渉によるとされています。その干渉は直接的には集権的・官僚主義的行政指令型計画経済システムによるものですが、その制度には既に述べた歴史的伝統的背景と実体的基礎があります。国家を党と官僚の支配の道具にするのではなく、「人民民主主義」を実体化したものに自己変革することが必要です。今日重要なのは国民の基本的人権を保障し、人民主権を基礎に民主主義を発揚し、多元化した経済主体の利益矛盾を調整し、全国民の生活と福利を向上させるための、合意形成、国民統合のシステム形成です。この過程は中国にあっては国家が上から社会の自立化を促し、社会の自立化の程度に従って社会からの規制力をうけつつ、国家が自己の性格を変えてゆくというものです。

第五は、企業が経営体として純化するための外的内的条件が如何に形成されるかという問題です。ここでは次ぎの三つの問題を挙げておきます。

①過剰人口・失業・潜在的失業問題。現在企業の経済効率を引き下げている原因の一つは過剰就業問題です。企業が過剰労働力を社会に放出して労働コストを引き下げようとすれば社会負担が増大します。現在失業、年金、医療などの社会保障制度が整備されつつありますが、給付率は以前に比べて低く、勤労者にとっては負担の増大となっています。社会保障制度の充実「大きな政府」を必然化させます。歴史的には労働運動や社会運



動の力の反映でもあります。

②企業家・経営者層の形成問題。企業を経営体として純化するためには権力から自立し、労働者に対立する企業家・経営者層の形成が必要です。しかし中国のこれまでの現実と社会主義の理念からすれば、経営者と労働者との一体性という側面が強いと思われれます。とすれば、経営への労働者の参加と企業経営の民主化という道がもっと追求されてしかるべきでしょう。

③市場経済の成熟問題。現代企業制度は市場経済にあっては最高形態であり、商品、労働力、資本市場の成熟が前提になります。これは単なる制度上の問題ではなく、それが規範化するための実体的成熟には長期の市場育成の過程が必要と思われれます。企業の制度や形態の発展は、歴史的には商品市場から労働市場、更に資本市場へと市場経済の成熟と共に進んでおり、これは漸次的かつ長期的過程であると思います。制度の高度化、行動の規範化は実体の成熟と共に進み、そして実体を形成するのは現場で働く人々であるという観点が重要であると思います。

## 6 まとめ

中国の市場化と国有企業改革は現在二つの選択を迫られているように思われれます。一つは経済成長を第一とし、開発と成長を経済政策の根本におき、企業を近代化し、経営体として純化しようとする道です。国家の福祉的機能は軽視され、これまで「単位」社会という形であれ、労働者が勝ち取ってきた就業と生活の保障は社会的保障に代わることなく掘り崩され、その結果社会矛盾が引き起こされます。国家はその矛盾を押しえ込むために強い国家として国民の前に立つことになります。これはいわば開発独裁から資本主義への道です。二つは「資本主義でない市民社会」化の道に沿った改革です。それは基本的人権と人民主権を基礎に、対等な契約関係の下での個人と法人の利益追求を保証するが、勤労者の共通利害を基礎に個

別利害を調整し、制御していく体制を構築する道です。一方で市場関係を発展させつつ、他方で勤労者の共通利害からそれを組み替えていくこととなります。そこでは階級対立と搾取関係の形成はできる限り抑えられることとなります。資本主義の過去の歴史からの教訓はありますが、人類史上これまでにない新たな実験です。鍵は企業における勤労者の経営参加と産業自主権の確立、民主主義国家の形成にあると思います。

なお、ここでは検討することができませんでしたが、対外関係、特に多国籍企業の利用と規制の問題は、この民主主義的近代化にとってきわめて重大かつ困難な課題であります。この問題については他日検討できればと思っています。